

建設工事等に係る入札・契約制度の改善取組の終了等について

1 終了する理由

平成22年8月及び平成23年8月から当面の間として実施してきた緊急経済・雇用対策措置については、経済状況の回復等により、令和元年度末での終了について検討していました。しかしながら、令和元年度末からの新型コロナウイルスの感染拡大により、景気の先行きが不透明になったため、同措置について延長することにしました。

このたび、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に見直され、経済活動が活発になることが見込まれることから、同措置は終了します。

2 終了する緊急経済・雇用対策措置

- (1) 市内企業の受注機会の一層の拡大を図るために、市発注建設工事の指名競争入札において、市内に本店を置く企業のみを指名すること。(実施時期：平成22年8月1日)
- (2) 建築工事における指名競争入札を実施する基準額について、1億5千万円未満から5億円未満へ引き上げること。(実施時期：平成23年8月1日)

3 終了時期 令和5年3月31日

4 今後の取組

建設工事における指名競争入札を実施する基準額1億5千万円未満については、今後、県内の他自治体の状況を踏まえながら、引き下げを進めていきます。